

カリキュラム・マネジメントとは



小学校学習指導要領 第1章 総則（①②③は本資料において追記）

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、

- ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

- 「カリキュラム・マネジメントのねらいは、児童や学校、地域の実態を適切に把握し編成した教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動（授業）の質の向上を図ること。
- ①②③の側面は、「ねらい（目的）」に迫る「手段」。
- ⇒ 「手段」を目的化しないよう留意。「教育課程」を意義あるものとすることが重要。

カリキュラム・マネジメントの充実に向けて



【小学校学習指導要領 第1章 総則 第2 教育課程の編成】

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、**各学校の教育目標を明確にする**とともに、**教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める**ものとする。その際、第5章**総合的な学習の時間**の第2の1に基づき定められる**目標との関連を図る**ものとする。

【小学校学習指導要領解説 総則編 P47】

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。(今回改善したもの)**
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

【ポイント】

- 「総合的な学習の時間」の目標は、学校の教育目標と関連づけて設定する。(小学校学習指導要領 第5章総合的な学習の時間 第2 各学校において定める目標及び内容 3(1))

⇒ 他教科等の関連を重視する「総合的な学習の時間」を中心として教育課程を編成することも考えられる。

「小学校及び中学校学習指導要領解説 総則編」 付録6「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料」



法に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

小学校 中学校

本資料は、小・中学校学習指導要領における「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、適宜性を重視して掲載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や児童・生徒の実態を踏まえ、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

※2の2
(2) 各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態及び児童・生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

※総則は小学校・中学校の共通部分を抜粋。

総則	社会科	家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
<p>第6章 2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことを守ること、社会生活上のきまりを守ることを守ること。</p> <p>(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ることを守ること。</p> <p>(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して受け合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実を図ること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。</p>	<p>(第3学年)</p> <p>(3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の協力を考え、安全を守るための役割を担うこと。</p> <p>【※イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるように配慮すること。】</p> <p>(第4学年)</p> <p>(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 処理の仕方や再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための役割を担うこと。</p> <p>【※イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるように配慮すること。】</p> <p>(第6学年)</p> <p>(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>(イ) 日本国憲法は国家の理根、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることと、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解することと、立法、行政、司法の三権がそれぞれ役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>【※イの(イ)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、議員制度や租税の役割などについて扱うこと。その際、イの(イ)に關わり、国民としての政治への関わり方について多角的に考え、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。】</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。</p> <p>(イ) 憲法の内容や目的から実態までの過渡期、法やきまりとの関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。</p>	<p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(1) 物や金銭の使い方と買物</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 買物の仕方や消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さや計画的な使い方について理解すること。</p> <p>【※(イ)の(イ)については、売買契約の基礎について触れること。】</p>	<p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>【規則の尊重】</p> <p>約束やきまりを守り、みんなが使う物大切にすること。</p> <p>(第3学年及び第4学年)</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>【規則の尊重】</p> <p>約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>【規則の尊重】</p> <p>法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</p>	<p>(学習活動)</p> <p>2 (1) 学習や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学習や学校における生活上の諸課題の解決</p> <p>イ 学習や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p> <p>3 (1) 指導に当たっては、各学年段階で特に次の事項に配慮すること。</p> <p>【※1学年及び第2学年】</p> <p>話し合いの進め方に沿って、自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、生活をよりよくするための目標を決めて実行すること。</p>

総則	社会科	技術・家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
<p>第6章 2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を重め、規律ある生活を送ること、生命を尊重する心や自らの強さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。</p>	<p>(公民的分野)</p> <p>A 私たちと現代社会</p> <p>(2) 現代社会を捉える枠組み</p> <p>対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(イ) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正について理解すること。</p> <p>(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>B 私たちと経済</p> <p>(1) 市場の働きと経済</p> <p>対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(イ) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用の仕組みと労働条件の改善について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>【※イの(イ)の「社会生活における職業の意義と役割及び雇用の仕組みと労働条件の改善」については、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れること。】</p> <p>C 私たちと政治</p> <p>(1) 人間の尊厳と日本国憲法の基本的原則</p> <p>対立と合意、効率と公正、個人の尊厳と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(イ) 人間の尊厳についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。</p> <p>(イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。</p> <p>(イ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主義及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 民主政治と政治参加</p> <p>対立と合意、効率と公正、個人の尊厳と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(イ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。</p> <p>【※(2)の(イ)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。】</p> <p>D 私たちと国際社会の諸課題</p> <p>(1) 世界平和と人類の福祉の増大</p> <p>対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(イ) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協力の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機関などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土（領海、領空を含む）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p>	<p>(家庭的分野)</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(1) 金銭の管理と購入</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 購入方法や支払い方法の特性が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</p> <p>【※アの(イ)については、クレジットカードなどの三ヶ月前契約についても扱うこと。】</p> <p>(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、消費・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p>	<p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>【憲法精神、公徳心】</p> <p>法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと、規律ある安定した社会の実現に努めること。</p>	<p>(学習活動)</p> <p>2 (1) 学習や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学習や学校における生活上の諸課題の解決</p> <p>イ 学習や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p>